

『纂異記』張生考証

宮野直也

はじめに

晩唐の士大夫李玫の『纂異記』は、知名度は低いながら文学的評価は極めて高い伝奇小説集である。^(注①)就中「張生」^(注②)は、反「孟子」論の系譜に属する文章であると夙に指摘されているが、注目に値する点はそれだけには止まらない。孟子を非難する論議の例証として経である『尚書』の記述を否定しているのである。

『纂異記』は小説であるから、言わば遊びの文章であつて、士大夫としての真面目な著述と同列には扱えない。それでも、思想史の資料として甚だ興味深いので詳細に検討してみる、というのが本稿の目的である。

『纂異記』についての書誌学的研究の成果は、管見の範囲では李剣国『唐五代志怪伝奇叙録』の該当項目に最もよく纏められており、本稿において付け加える事は無い。以下に本稿における考察に関係する事項を列挙する。

著者李玫は、大和元年（八二七）竜門天竺寺にて「習業」していた。大中年間（八四七～八五九）、あるいは咸通年間（八六〇～八七三）まで依然として科場に在り、文名は高かったが、結局進士科に及第することはできなかった。

『纂異記』は、大中元年（八四七）から八年（八五四）の間に、李玫の病中に書かれた。

『纂異記』の原書は散佚したが、『太平広記』所引の以下の十四篇が『纂異記』所載と認められる。

- | | | |
|----|------|-----------|
| 1 | 楊禎 | 『太平広記』三七三 |
| 2 | 韋鮑生妓 | 『太平広記』三四九 |
| 3 | 許生 | 『太平広記』三五〇 |
| 4 | 陳季卿 | 『太平広記』七四 |
| 5 | 徐玄之 | 『太平広記』四七八 |
| 6 | 嵩岳嫁女 | 『太平広記』五〇 |
| 7 | 劉景復 | 『太平広記』二八〇 |
| 8 | 張生 | 『太平広記』二八二 |
| 9 | 蔣琛 | 『太平広記』三〇九 |
| 10 | 三史王生 | 『太平広記』三一〇 |
| 11 | 張生 | 『太平広記』三一〇 |
| 12 | 浮梁張令 | 『太平広記』三五〇 |
| 13 | 齊君房 | 『太平広記』三八八 |
| 14 | 榮陽氏 | 『太平広記』二二八 |

たとえ原書の全容ではないにしても、大部分は伝存していると考えられる。

李剣国が挙げた『纂異記』の特徴(五五)の中から、評価以外の点を抜き出す。

- 1 伝奇小説である。
- 2 作者の心中の憤懣を表出し、政治、社会を風刺した寓言小説である。
- 3 一篇が一、二千字から、短くても六、七百字と長い。
- 4 歌詩を多く載せている。
- 5 排偶を好んで用いる。

『纂異記』には歴史上または神話伝説上の人物が多く登場しており、4の歌詩はそれらの登場人物の作という設定であり、5の排偶も登場人物の長科白に使われている。登場人物の立場に相応しい歌詩や排偶の文を多数創作するためには、文才のみならず、適切な典故を多量に運用できる学識が必要である。つまり4、5は著者李玫

の文才と学識を誇示することを目的としていると考えられる。

総じて『纂異記』には『聊齋志異』の遠祖の如き趣がある。

1

論証に必要なので、以下に『纂異記』張生の全文を採録する。^(注⑤)段落にはローマ数字を付け、更にⅡ、Ⅲ段落を小段落に分割してアルファベット小文字で標記した。以下の本稿における『纂異記』張生からの引証は、このローマ数字とアルファベット小文字で出処を表示する。

I

進士張生、善鼓琴、好讀孟軻書。下第遊蒲闕、入舜城。日將暮、乃排闥聳轡爭進、因而馬蹶。頃之馬斃、生無所投足。遂詣廟吏、求止一夕。吏指簷廡下曰、「捨此無所詣矣」。遂止。

Ⅱ

a 初夜方寢、見絳衣者二人。前言曰、「帝召書生」。生遽往。帝問曰、「業何道芸之人」。生對曰、「臣儒家子、常習孔孟書」。

b 帝曰、「孔聖人也。朕知久矣。孟是何人、得与孔同科而語」。生曰、「孟亦伝聖人意也。祖尚仁義、設礼樂而施教化」。帝曰、「著書乎」。生曰、「著書七千二百章。蓋与孔門之徒難疑答問、及魯論齊論。俱善言也」。帝曰、「記其文乎」。曰、「非独曉其文、抑亦深其義」。帝乃令生朗念、傾耳聽之。

c 念「万章問、『舜往於田、号泣於旻天。何為其号泣也』。孟子曰、『怨慕也』。万章問曰、『父母愛之、喜而不忘。父母惡之、勞而不怨。然則舜怨乎』。答曰、『長息問於公明高曰、『舜往於田、則吾得聞命矣。号泣於旻天、怨於父母、則吾不知也』」。

Ⅲ

d 帝止生之詞、愜然嘆曰、「蓋有不知而作之者、亦此之

謂矣。

e 朕捨天下千八百二十載、暴秦窃位、毒痛四海。焚我典籍、泯我帝囟、蒙蔽群言、逞恣私欲。百代之後、經史差謬。辭意相及、隣於詼諧。

f 常聞贊唐堯之美曰、「垂衣裝而天下理」。蓋明無事也。

然則平章百姓、協和万邦、至於滔天懷山襄陵、下民其咨。

夫如是則与垂衣之義乖矣。

g 亦聞贊朕之美曰、「無為而治」。乃載於典則云、「竇四

門、齊七政、類上帝、禋六宗、望山川、徧群神、流共工、

放驩兜、殛鯀、竄三苗」。夫如是与無為之道遠矣。

h 今又聞、「号泣於夏天、怨慕也」。非朕之所行。夫莫之

為而為之者天也。莫之致而致之者命也。朕泣者、怨己之

命、不合於父母、而訴於夏天也。何万章之問、孟軻不知

其對。伝聖人之意、豈宜如是矣。嗟不能已」。

IV

久之謂生日、「学琴乎」。曰、「嗜之而不善」。帝乃顧左

右取琴、曰、「不聞鼓五絃、歌南風、奚足以光其帰路」。

乃撫琴以歌之曰、「南風薰薰兮草芊芊、妙有之音兮帰清絃、蕩蕩之教兮由自然、熙熙之化兮吾道全、薰薰兮思何伝」。歌訖、鼓琴為南風弄。音韻清暢、爽朗心骨。生因發言曰、「妙哉」。乃遂驚悟。

帝舜の故地である蒲坂の舜廟に宿った主人公張生が夢の中で舜の神靈と問答する、というのが話の大枠である。問答の内容は以下の通りである。

進士の試験に落第した張生は、孟子を孔子と同列に尊崇している。それに対して舜は疑問を呈し、『孟子』万章上の一節（舜の行動に対する孟子の解釈）の誤謬を厳しく論難する。この舜の発言が問答の過半を占めている。論難の対象である『孟子』からの引用部分も合算すれば約七割になる。

このように要約すると、「張生」は錢鍾書が夙に指摘しているように「非孟」の系譜に属する一編であること(注7)に疑問の余地はないように見える。しかしながら、事はそれほど単純ではない。

先ず『纂異記』は伝奇小説である。つまりは純然たる遊戯文字であつて、ジャンルとしては儒家の価値の外に位置している。従つて、孟子を孔子と同列と認めるか否かに関わらず、儒家の著名な思想家に対する評価と論難という内容に相応しくない。実際、錢鍾書が列挙した「非孟」の諸篇は、「張生」を除けば全て士大夫による「真面目な」著述である。

次に、李玫は孟子に強い関心を抱いているのみならず、それが否定的なものではないという蓋然性が認められるのである。そもそも孟子を非難する（ように見える）「小説」を書いたという事実だけで、著者の孟子に対する強い関心は否定できない。更に、以下の三点がこの蓋然性を支持する。

孟子を尊崇している主人公は、進士科の落第書生という設定である。これは著者の李玫と同じ境遇である。

『孟子』の具体的な細部に反論するということは、著者が『孟子』を熟読していることを示している。

最も注目に値する事実として、『孟子』に激しく反駁

する舜の発言の中に、しかも『孟子』の解釈に対立するはずの舜自身による結論の前置きとして、『孟子』万章上「莫之為而為之者天也。莫之致而致之者命也。」が暗に引用されているのである（Ⅲ h）。

2

本節では、「張生」における舜の『孟子』への反論の内容を、『孟子』そのものに対する論難と、例証として挙げられた『尚書』の解釈とに分けて、先ず前者を検討する。

舜の反論の対象は、以下の通りである。『孟子』万章上において舜に関する伝承「舜往於田、号泣於旻天」について、孟子は舜が「号泣」した理由を「怨慕」と解釈している。万章は「怨慕」を父母に対するものと理解して「父母愛之、喜而不忘。父母惡之、勞而不怨。然則舜怨乎」、つまり「そもそも父母は怨むべからざる存在だ」というのに、舜は父母を怨んだのですか」と聞き返し、その答への部分の途中で「張生」における『孟子』の引

用は終わる（Ⅱc）。

この一節を『論語』述而を引用して「蓋有不知而作之者」（Ⅲd）と斬つて捨てた舜は、『孟子』の「号泣於旻天、怨慕也」という記述を「非朕之所行」（Ⅲh）と否定する。そして結論として自分が泣いた理由は「怨己之命、不合於父母、而訴於旻天也」、つまり「怨んでいるのは、己の運命が父母とうまくいかないということである（父母ではない）」と主張し、続けて「何万章之間、孟軻不知其対。伝聖人之意、豈宜如是矣。」と孟子を非難するのである（Ⅲh）。「張生」だけを読めば、あたかも孟子は「舜は父母を怨んだ」と解釈したかの如くに見える。

しかし、後漢の趙岐の『孟子』注によれば、「怨慕」とは「言、舜自怨遭父母見惡之厄、而思慕也」、つまり「自分が父母に憎まれるという厄運に遭遇したことを怨む」ということである。どう見ても、孟子に反駁したはずの舜の主張「怨己之命、不合於父母」と全く同一なのである。これは一体どうしたことなのであろうか。常識

的に見て、李玫が趙岐注を見なかったという可能性は受け容れ難い。

「張生」に引用された『孟子』万章上の末尾は「号泣於旻天、怨於父母、則吾不知也」（Ⅱc）となっているが、『孟子』では「号泣于旻天、于父母、則吾不知也」に作る。「張生」には「怨」字が付加されているのである。^{（注10）}「孟子」では「天と父母に向かつて号泣する」という意味だが、「張生」の方は「天に向かつて号泣し、父母を怨む」となる。先に指摘した『孟子』の「怨慕」に対する解釈と考え合わせると、「張生」の「怨」字は単なる誤衍であり、「怨慕」を「父母を怨む」と解釈したのは無知による誤解である、と判断するのは甚だしく困難であろう。李玫は『孟子』の「怨慕」を意図的に曲解し、この曲解の小説「張生」の読者に対する説得力を強化するために、引用した『孟子』のテキストを改竄したと考えるべきである。

以上の考察が認められるならば、「張生」の「非孟」論は誠実な論議ではない。ということは、寓言小説とし

ての寓意の所在も「非孟」以外に求めるべきではないだろうか。

3

次に、孟子を論難する際に舜が挙げた例証を検討する。

先に指摘したように、舜は『論語』述而を引いて孟子を「不知而作之者」(Ⅲ d)と非難した。何晏『論語集解』によれば「穿鑿妄作篇籍者」だということである。そしてこのような出鱈目の原因を「朕捨天下千八百二十載、暴秦窃位、毒痛四海。焚我典籍、泯我帝図、蒙蔽群言、逞恣私欲。百代之後、經史差謬。辭意相及、隣於詭諧」(Ⅲ e)と説明する。ここで注目すべき点は、秦の始皇帝による焚書によって生じた「差謬」は、単にテキストの亡佚や文字の誤脱だけではなく、内容が「穿鑿妄作」、「詭諧」、つまりは捏造や冗談のような「經史」が存在するようになった、という主張である。

実例として『尚書』から二箇所が挙げられている。一

例目は「堯典」の「平章百姓」、「協和万邦」、「滔天」、「懷山襄陵」、「下民其咨」という堯の事績と洪水を、「常聞賛唐堯之美曰、『垂衣裳而天下理』。蓋明無事也」という根拠により「夫如是、則与垂衣之義乖矣」と否定している。(Ⅲ f)

「垂衣裳而天下理」とは勿論『周易』繫辭下の「黄帝堯舜、垂衣裳而天下治、蓋取諸乾坤」であるが、韓康伯注によれば「垂衣裳以弁貴賤、乾尊坤卑之義也」つまり乾と坤の卦に基づいて衣裳によって貴賤を区別したという、文化の創造である。「無事」、「無為」どころか明白な「有為」である。^(注出)「垂衣裳」と「無為」が結び付けられているのは『新序』雜事第四の「故王者勞於求人、人失於得賢者。舜拳衆賢在位、垂衣裳、恭己無為、而天下治」である。しかし、これは堯ではなく舜の話である。要するに「垂衣裳」の出典が『周易』であろうが『新序』であろうが、「堯典」の記述を否定する根拠にはならないのである。今一つ問題なのは、『新序』を根拠にして『尚書』を否定するならば、これは儒家の経を、経以外

の書物と同列に扱っているということになる。

二例目は「舜典」の「賓四門」、「齊七政」、「類上帝、禋六宗、望山川、徧群神」、「流共工」、「放驩兜」、「殛鯀」、「竄三苗」という舜の事績を、「亦聞賛朕之美曰、『無為而治』」という根拠により「夫如是、与無為之道遠矣」と否定している。(Ⅲ g)

「無為而治」は『論語』衛靈公の「無為而治者、其舜也与」または上に挙げた『新序』である。『論語』は經に準ずる扱いを受けているとはいえ、『尚書』よりは遙かに後代の書物であるから、『論語』を根拠にして『尚書』を否定しているとしても、やはり經をより格下の書物と同列視していることになる。

以上を要するに、『尚書』の内容（ここでは堯、舜の史実）を否定しており、その判断に際して『尚書』より後世の、或いは格下の書物を根拠にしている。ということとは、經である『尚書』を、特権的な書物ではなく、記述された史実の真偽によって評価される書物、即ち史として扱っているのではないだろうか。ここでは歴史書は

話題になっていないのに、「経史差謬」(Ⅲ e)と言っているのも、以上の推測を支持するであろう。

このような態度は、所謂「漢唐注疏の学」と相容れない、当時においては甚だしく特異なものであることは言うまでもない。

最後に今一つ留意すべき点を指摘しておく。小説「張生」の設定では、舜が『尚書』所載の堯、舜の事跡を否定する。ということは、当事者の発言であるから本来は文献資料を根拠に挙げる必要は無い。ところが舜は、『周易』繫辭下、『論語』（及び可能性として『新序』も）を持ち出す。『周易』繫辭伝も旧説では孔子の作であるから、小説「張生」の中で舜は自らの当事者としての発言の根拠として、遙かに後代の人間である孔子（可能性としては前漢の劉向も）の著作を利用するという明白な時代錯誤を犯している。先に述べた『論語』、『孟子』の引用も勿論時代錯誤である。

前節で指摘した「張生」における経の特異な扱い方を解明するために、先ずは類例を搜索する。

最初に挙げられるのは『孟子』である。「尽心下」に云う。

孟子曰、尽信書、則不如無書。我於「武成」、取二三策而已矣。仁人無敵於天下。以至仁伐至不仁、而何其血之流杵也。

更にここの趙岐注に云う。

「書」、尚書。經有所美、言事或過。若「康誥」曰「冒聞於上帝」、「甫刑」曰「帝清問下民」、「梓材」曰「欲至万年」、又曰「子子孫孫永保民」。人不能聞天、天不能問民、万年永保、皆不可得為書。豈可案文而皆信之哉。「武成」、逸書之篇名。言、武王誅紂、戰鬪殺人、血流舂杵。孟子言、武王以至仁伐至不仁、殷人斲食蜚漿而迎其師。何乃至於血流漂杵乎。故吾取「武成」兩三簡策可用耳。

其過辭則不取也。

『孟子』に『尚書』の記述にも信じられない部分がある。と一例を挙げて述べており、趙岐注は更に三例を追加している。ここに引いた『孟子』及び趙岐注と比較すると、「張生」における『尚書』否定論が甚だ孟子的であることが見て取れるであろう。特に趙岐注との類似は著しい。尚、『孟子』のこの部分は、以下に取り上げる『史通』外篇・疑古第三の末尾においても引用されている。

唐代の例で最も著名な存在は劉知幾『史通』である。冒頭の「内篇・六家第一」において史書の形式を六つに分類しているが、その内の三つが「尚書家」、「春秋家」、「左伝家」なのである。単にそれぞれの形式の元祖として経を挙げているだけ、という解釈は不可能である。「外篇」の「疑古第三」及び「惑経第四」においては、『尚書』、『春秋』等の記述に対する否定、論難が列挙されている。つまりこれらの経を史として扱っていると認めねばならない。

一例をあげると、『史通』外篇・疑古第三に云う。

『堯典』序又云、「將遜于位、讓于虞舜」。孔氏注曰、「堯知子丹朱不肖、故有禪位之志」。案、『汲冢瑣語』云、「舜放堯於平陽」。而『書』云、某地有城、以「囚堯」為号。

識者憑斯異說、頗以禪授為疑。然則觀此二書、已足為証者矣。而猶有所未覩也。何者。拠『山海經』、謂、放勳之子為帝丹朱、而列君於帝者、得非舜雖廢堯、仍立堯子、俄又奪其帝者乎。觀近古有奸雄奮發、自号勤王、或廢父而立其子、或黜兄而奉其弟、始則示相推戴、終亦成其篡奪。求諸歷代、往々而有。必以古方今、千載一揆。斯則堯之授舜、其事難明。謂之讓國、徒虛語耳。其疑二也。

堯舜の禪讓を疑問視して、實際は舜による篡奪であつたと推定している。その根拠は『汲冢瑣語』、欠名の『書』、及び『山海經』である。つまり経より格下の書物によつて『尚書』を否定しているのである。これは「張生」における『尚書』の否定と明らかに同工である。

最後に、経と史の關係について、換言すれば経義と史実との關係について劉知幾の考え方を確認する。

『史通』外篇・申左第五は『春秋』三伝の中での『左伝』の優越を主張している。『公羊伝』、『穀梁伝』について云う。

必執二伝之文、唯取依『経』為主。而内則為国隱惡、於外則承赴而書、求其本事、大半失矣。

『公羊伝』、『穀梁伝』は『春秋』経に依拠して注釈しているだけである。ところが『春秋』経の記述は隠諱や他国の赴告をそのまま記載していることにより、史実と異なることがある。そのため『公羊伝』、『穀梁伝』の注釈は、史実の説明が必要な場合には「大半失矣」となる。一方、『左伝』について、云う。

至於実録、付之丘明、用使善惡畢彰、真偽尽露。向使『孔経』独用、『左伝』不作、則当代行事、安得而詳者哉。

蓋語曰、「仲尼修『春秋』、逆臣、賊子懼」。又曰、「『春秋』之義也、欲蓋而彰、求名而亡、善人勸焉、淫人懼焉」。尋「春秋」所書、実乖此義、而「左伝」所録、無愧斯言。此則伝之与経、其猶一体、廢一不可、相須而成。

孔子は『春秋』を編集する時に、歴史資料は左丘明に付託して、史実を明記させた。『春秋』経だけで『左伝』がなかったならば、当時の史実の詳細は分からなくなっていたであろう。『春秋』経の経義は、『左伝』無くしては不明となる。『春秋』経と『左伝』とは一体なのである。以上によれば、劉知幾の考え方は、史実が明らかになって初めて経義が分かる、つまり史実と経義とは切り離し得ない、ということである。私は先に「経を史として扱っている」と書いたが、厳密に言えば経と史を一体の存在と認識していると言うべきであろう。

5

「張生」における経の特異な扱い方の類例として今一

つ可能性があるのが、啖助、趙匡、陸淳の所謂「新春秋学派」である。前節で確認した劉知幾の考え方を介在させると共通性が理解し易いと思われる。

劉知幾が『春秋』三伝の中で『左伝』の明瞭な優越性を認めているのに対して、新春秋学派は三伝兼採であつて各々に長短があるとしている。しかしながら、経義を理解する上での史実の決定的な重要性を認めること、換言すれば史実と経義とは切り離し得ないという認識、においては、両者は一致している。

『春秋啖趙集伝纂例』一・三伝得失議第二において啖助は、『公羊伝』、『穀梁伝』に対して「二伝伝経、密於『左氏』。『穀梁』意深、『公羊』辞弁。随文解識、往々鉤深」と評する。一方『左伝』の評価はというと、「叙事雖多、釈意殊少。是非交錯、混然難証」である。『春秋』経の本文に密着した註解としては『左伝』は明らかに劣っていると見ているのである。にもかかわらず、『左伝』に対しては「比余伝、其功最高」とする。その理由は「博采諸家、叙事尤備。能令百代之下、頗見本末。因以求意、

経文可知。又況論大義、得其本源、解三数条大義」である。つまり、『左伝』は様々な歴史資料に基づき、春秋時代の史実の最も完備した記述を提供しているのです、そのお蔭で『春秋』経の本文や「大義」が理解できるというのである。

趙匡にとつては、史実の重要性は更に大きいようである。「春秋啖趙集伝纂例」一・趙氏損益義第五に云う。

予謂、『春秋』因史制経、以明王道。其指大要二端而已。興常典也、著權制也。故凡郊廟、喪紀、朝聘、蒐狩、昏取、皆違礼則譏之。是興常典也。非常之事、典礼所不及、則裁之聖心、以定褒貶。所以窮精理。精理者、非権無以及之。……礼典者、所以防乱耳。乱既作矣。則典礼未能治也。喻之一身、則養生之法、所以防病。病既作矣。則養生之書不能治也。治之者在鍼藥耳。故『春秋』者亦世之鍼藥也。相助救世、理当如此。

「因史制経」というだけでも経と史の密接な関係が表現

されている。「大要」の一端「興常典」について確認すると、先ず「常典」とは「礼典」のことであり、儒家にとつては社会秩序を維持する普遍的な原則である。『春秋』においては「郊廟、喪紀、朝聘、蒐狩、昏取」という実例に対して、礼に違反したら譏ることによって「常典」を作興するというのである。これだけでも礼の実例として史実が重要であるのは明らかである。

「著權制」については史実の重要性は絶対的といつても過言ではないであろう。

「非常之事」つまり非常事態については礼では対処できないので、対応策は聖人の心で判断し評価する。個別具体的な状況に応じた対策になるから、その立案にも評価にも精妙な道理の追求が必要であり、礼に準拠しない権宜の行動が必須となる。……礼とは非常事態の発生を予防する手段であり、発生の後での対策は能力の外である。人間に喻えれば、健康法は病気を防ぐ手段であつて、発病した後の治療には、健康法ではなく、鍼や薬といった治療の手段が必要なのと同じことである。

つまり『春秋』経の「大要」である「権制」を著明にするということとは、権宜の対応を採らざるを得なくなつた非常事態の個別的具体的な状況についての情報（要するに史実の詳細）を抜きにしては不可能なのである。

6

小説「張生」と、『史通』及び「新春秋学派」との間には如何なる関連があるか、ということが次の問題である。

この問題を追究する糸口として、『纂異記』の中で「張生」と明瞭な共通性を有する「三史王生」との比較をおこなう。「三史王生」は、主人公の王生が沛の高祖廟で劉邦を侮辱したため、夢の中で劉邦の神靈に糾問される、というのが大筋である。夢という枠組みの中で、古人の神靈が自身についての後世の記述や論評に対して反駁する、という「張生」と同一のプロットである。

侮辱発言「提三尺劍、滅暴秦、翦強楚、而不能免其母烏老之稱。徒歌『大風起兮雲飛揚』、曷能『威加四海』哉」

の中の劉邦の母（劉媪）が「烏老」と呼ばれたという部分の根拠を劉邦は追求する。文脈から見ると両者とも「烏老」を侮辱の意味を有する語と認識している。^(注18) 王生は「臣常覽大日本紀、見司馬遷及班固云、『母劉媪』。而注云、『烏老反』、釈云、『老母之稱也』。見之於史、聞之於師、載之於籍、炳然明白曰。非臣下敢出於胸襟爾」と答えて、『史記』高祖本紀及び『漢書』高帝紀の「母劉媪」に対する注「烏老反」を挙げる。

これは孟康の注であり、『史記』及び『漢書』の該当箇所に対する劉宋の裴駰の『集解』と唐の顔師古の注にそれぞれ引用されている。現行本の孟康の注は「媪、母別名也。音、烏老反^(注19)」である。「音、烏老反」と明記してあるのだから、「烏老」は反切であつて、意味のある語ではない。王生の発言でも「烏老反」と述べている以上、王生自身はそれを知らながら曲解して侮辱の語として利用したと考えざるを得ない。

劉邦は「泗水亭長碑」を根拠に挙げて、母は温氏であると主張して、王生の誤読を非難する。「泗水亭長碑」

云々は、唐の司馬貞『史記索隱』の「母曰劉媪」に対する注「貞時打得班固『泗水亭長古石碑文』、其字分明作温字、云『母温氏』」に基づく。

この反論は二重の意味で倒錯している。先ず劉邦自身に関わる話題なのだから、当事者として主張するだけで十分であり、根拠を挙げる必要はないにもかかわらず、わざわざ証拠となる資料を出している。次にその資料が後漢の班固による碑文、つまりは劉邦より後世の資料であるという時代錯誤を犯している。このような言動の倒錯振りも「張生」の舜と同じである。

結局王生は、劉邦の「虚妄侮漫」という発言に食いついて、劉邦自身が「君親」を「侮漫」したという実例を『史記』、『漢書』から挙げて劉邦をやり込めて難を逃れる。

倒錯した言動の原因は、「張生」よりは容易に理解できる。「三史王生」の冒頭で、王生は次のように紹介される。

業三史、博覽甚精。性好誇炫、語甚容易。每弁古昔、多以憶斷。傍有議者、必大言折之。

科挙の三史科の受験者で、博覽ではあるが、自らの才学を大袈裟に見せびらかす性質で、軽々しく発言する。歴史を論じる時はしばしば臆断する。反論する者があれば、法螺を吹いて、つまりは史料の捏造や曲解で挫いた。

これに基づけば、王生が「烏老反」を曲解した理由が了解できる。更に、劉邦の倒錯した言動や、王生による侮辱に対して劉邦が単に怒り咎めるだけでなく、「烏老之言、出自何典。若無所拠、爾罪難逃」と「烏老」の典故に拘ったことの原因も、以下のように理解できる。即ち「三史王生」中の王生と劉邦との論争は、実は王生と「議者」との論争、換言すれば三史を業とする者の間での歴史についての論争、の戯画であろう。

だとすれば、「張生」も進士を業とする者の間での経に関する論争の戯画と見なし得るであろう。こう考えると、「張生」における舜の倒錯した言動だけでなく、非

孟論に史料の捏造や曲解があることも、了解可能になる。つまり「張生」の非孟論が著者の意見の主張または著者の学識の誇示を目的とするのならば、捏造や曲解は逆効果にしかない。論争の戯画であつて初めて捏造や曲解の存在が有効になるのである。

続いて『纂異記』は科挙との関連性が強いことを示す事実を列挙する。

まず、繰り返しになるが、『纂異記』には歌詩や排偶の文が多数含まれる。これは、文名は高かつたが万年落第生であつた李玫が、自身の文才と学識を誇示することを目的としたものと考えられる。

「陳季卿」は、進士に挙げられて及第できず、十年間長安に滞在している主人公の、受験生活に倦み疲れ、しかし諦めもつかないという心情を切々と表現しており、明らかに李玫の自画像である。^(注4)

「韋鮑生妓」においては進士科の試験に対する明示的な批判が提出されている。劉宋の謝莊の幽霊が云う。

吾聞、今之求聘之礼缺、是貢舉之道墮矣。賢不肖同途焉、才不才汨汨焉。隱巖穴者、自童髻窮經、至於白首焉、懷方策者、自壯歲力学、訖于没齒、雖每歲鄉里薦之于州府、州府貢之于有司、有司考之詩賦。蜂腰鶴膝、謂不中度、彈声韻之清濁、謂不中律。雖有周孔之賢聖、班馬之文章、不由此製作、靡得而達矣。然皇王帝霸之道、興亡理乱之体、其可聞乎。

声律に拘る詩賦による試験では経学や政治の能力がある人物を選抜することは出来ない、という極々ありふれた進士科批判である。例えば、宝応二年（七六三）楊綰が科挙の大改革を提案した際の賈至の議に「今……考文者、以声病為是非。豈能知移風易俗化天下乎」とある。^(注5) このような改革案は唐一代を通じて度々議論されたが、結局実現されることはほとんど無かった。それでも長らく科場に在った李玫は、科挙改革論議には無関心ではいられなかつたであらう。

「張生」と科挙の制度及び改革論との対応を確認する。

唐代の科挙で、士大夫が受験するのは進士と明経の両科である。試験の内容は、多少の変化はあるが、進士は帖経、雜文（詩賦）、時務策、明経は帖経、口問大義、時務策である。^(注16)量の違いはあるが両者とも帖経が課せられていることを銘記せねばならない。

実は「新春秋学派」の趙匡には大規模な科挙改革案がある。「通典」十七・選挙五・雜論議中に収録された洋州刺史趙匡「選挙議」である。科挙の最大の問題点を次のように指摘する。

疏以积経、蓋筌蹄耳。明経読書、勤苦已甚。既口問義、又誦疏文、徒竭其精華、習不急之業、而当代礼法、無不面牆。及臨入決事、取弁胥吏之口而已。所謂所習非所用、所用非所習者也。故当官少称職之吏。

いくら学問を積んでも、同時代の法律制度に無知なため、政治の実務については胥吏の判断に頼ることになる。科挙に必要な学問が、行政実務には役に立たない、というのである。経世致用の学を目指す具体的な改革案は「選挙議」の中の「挙人條例」に列挙されている。冒頭に云う。

諸試帖、一切請停。唯令策試義及口問。

経の暗記を試験する帖経は全廃、試策と口問のみとする、というのである。口問について云う。

其口問、諸書每卷問一節、取心中了悟、解釈分明、往来問答、無所滞礙。不用要令誦疏。

疏の暗誦を無用として、内容をはっきり理解して滞りなく問答するということを求めている。つまり趙匡は、口問においては自分の言葉で要約や言い換えができるこ

と、しかも「往来問答」であるから議論を交わすことを期待しているのである。

以下、口問について概観する。『唐会要』七五・貢挙上・帖経條例に云う。

（開元）二十五年二月勅、今之明経、進士、則古之孝廉、秀才。近日以来、殊乖本意。進士以声律為学、多昧古今。明経以帖誦為功、罕窮旨趣。安得為敦本復古、經明行修。以此登科、非選士取賢之道。其明経、自今以後、每経宜帖十、取通五已上、免旧試一帖。仍按問大義十條、取通六已上、免試経策十條。令答時務策三道、取粗有文理者、与及第。其進士、宜停小経、准明経帖大経十帖、取通四已上。然後准例試雜文。及第者、通与及第。……其所問明経大義日、須对同举人考試。応能否共知、取舍無愧。有功者達、可不勉歟。

天宝十一載七月、举人帖及口試、並宜对衆考定、更唱通否。

帖経の為の暗誦が内容の理解には繋がらないという認識の下に、帖経の後に「大義を按問」するのである。対象は明経だけで、この時点では進士には無関係であった。もう一つ注目すべきことは、口問が「对同举人考試」、即ち受験者全員の前で行われた、という事実である。

口問は容易に定着した訳ではなかったらしい。『唐会要』七五・貢挙上・明経に云う。

建中二年（七八二）十月、中書舍人権知礼部貢挙趙贊奏、
 応口問大義明経等。举人明経之目、義以為先。比来相承、
 唯務習帖。至于義理、少有能通。経術寢衰、莫不由此。
 今若頓取大義、恐全少其人。欲且因循、又無以勸学。請
 約貢挙旧例、稍示考義之難。承前、問義、不形文字、落
 第之後、喧競者多。臣今請以所問、録于紙上。各令直書
 其義、不仮文言。既与策有殊、又事堪徵証。憑此取舍、
 庶帰于公。

趙贊は趙匡の弟である。^{（注17）} 開元二十五年の勅と全く同じ理

由で、口問の実施を求める一方で、口問をにわかに施行したら合格者がなくなることを心配している。また「承前」以下で過去に生じた口問の問題点、つまり記録がないために落第者が後で抗議することが多いこと、を述べている。以上を要するに、建中以前の口問の実施は極めて短期間に止まったのであろう。趙贇は記録を残すために、「以所問、録于紙上。各令直書其義、不仮文言」と提案した。所謂「墨義」である。以後の口問、墨義についての記事を『唐会要』七五・貢挙上・明経から抜き出す。

(貞元)十三年十二月、尚書左丞権礼部知貢挙顧少連奏、伏以、取士之科、以明経为首。教人之本、則義理為先。至於帖書及以对策、皆形文字、並易考尋。試義之時、独令口問。对答之失、覆視無憑。黜退之中、流議遂起。伏請、准建中二年十二月勅、以所問、録于紙上。各令直書其義、不仮文言。仍請依経疏对。奉勅宜依。

元和二年十二月、礼部貢挙院奏、五経挙人、請罷試口義、准旧試墨義十余條。……詔従之。

(元和)七年十二月、権知礼部侍郎韋貫之奏、試明経、請墨義(注)、依旧格、問口義。従之。

変更はあつても定着したようである。ここまでは明経に闕してである。ところで口問は帖経が無益であるという認識により制定された。進士も帖経を課せられている以上、口問と無関係では在り得ない。『唐会要』七六・貢挙中・進士に云う。

太和七年八月、礼部奏、進士挙人、先試帖経、并略問大義、取経義精通者。次試議論各一首、文理高者、便与及第。其所試詩賦、並停者。伏請、帖大小経各十帖、通五、通六為及格。所問大義、便与習大経内。准格、明経例問十條、仍对衆口義。伏准新制、進士略問大義。縁初釐革、今且以通三通四為格、明年以後、並以明経例。

太和七年（八三三）の「新制」により進士科でも「対衆口義」が課せられることになった。正に李玫が科場に在った時期である。改革の初めの経過措置として、及第点を十分の三まで下げている。開元二十五年の勅によれば明経は十分の六である。進士にとって口問が甚だしく困難であったことが良く分かる。従って当時進士に挙げられた者にとっては口問への対策は極めて重大な問題であった。特に「対衆」つまり受験者全員の前で議論するのだから、少なくとも議論の練習は必須であり、可能ならば予行演習として人前での議論の経験を積むことが望ましかったはずである。当時進士科の受験者の間で経義に関する議論が盛んであったと推量する所以である。

三史科も口問の対象であった。『唐会要』七六・貢挙中・三伝（原注・三史附）に云う。

長慶二年（八二三）二月、諫議大夫殷侗……又奏、歷代史書、皆記當時善惡、係以褒貶、垂裕勸戒。其司馬遷『史記』、班固、范曄、兩『漢書』、音義詳明、懲惡勸善、垂於

六經、堪為世教。伏惟、国朝故事、国子学有文史直者、宏文館宏文生、並試以『史記』、兩『漢書』、『三國志』。又有一史科。近日以来、史学都廢。至於有身処班列、朝廷旧章、味而莫知。況乎前代之載、焉能知之。伏請、置前件史科、每史問大義一百條、策三道。義通七以上、策通二以上、為及第。

この「問大義一百條」は、「義通七以上」で及第ということは一百條全部に答えるのではなく、口問で一百條以内に「義通七」になれば合格と考えられる。とすれば、三史王生も単なる議論好きではなかった、と言えるであろう。

8

最後に、口問の重視が単なる試験制度の問題には止まらないことを述べて結びに代える。

既に見たように、趙匡は「選挙議」において、「疏以积経、蓋筌蹄耳。明経読書、勤苦已甚。既口問義、又誦

疏文、徒竭其精華、習不急之業、」と、注疏の学が経世致用に無益だ、とした。しかしながら、経を学ぶことを否定した訳ではない。それでは、如何にすれば経学は経世致用に有用であり得るのか。

趙匡「選挙議」には科挙改革案だけでなく、吏部の官職任用制度の改革案「選人條例」も含まれる。そちらを参照すると、行政実務において経史がどのように利用されるのか、見当を付けることが出来る。「選人條例」に云う。

不習経史、無以立身。不習法理、無以効職。举人出身以後、当宜習法。其判問、請皆問以時事、疑獄、令約律文断決。其有既依律文、又約経義、文理弘雅、超然出群、為第一等。其断以法理、参以経史、無所虧失、燦然可觀、為第二等。判断依法、有文彩、為三等。頗約法式、直書可否、言雖不文、其理無失者、為第四等。

吏部の試判についての判定基準である。時事、疑獄が出

題され、一等から四等まで全て律文に依拠して理が備わっていることが必須である。一等は加えて「約経義」つまり経義に準拠すること、^(注②)二等は「参以経史」つまり内容に共通点のある経史を参照すること、が求められている。いずれにせよ、時事、疑獄が先ず提起され、律文に準拠して判断され、その後で経義または経史の内容との対応を追究するのである。対応の追及という作業は、経史を内容を理解せずに暗誦するだけでは不可能である。内容の具体的細部を比較して共通性を評価すること、及び適切な言い換えと要約により対応の存在を説明することが必要である。これらは口問に必要な能力であり、また、趙匡の主張する『春秋』の指の大意「興常典、著権制」に照応してもいるのである。

注

注① 李宗為校点『纂異記 甘沢謠』一頁・前言 上海古籍出版社一九九一年、及び注4参照。

注② 『纂異記』には「張生」が二篇ある。本稿で取り上げる

のは『太平広記』三一〇所引のものである。

注③ 注⑦参照。

注④ 李劍国『唐五代志怪传奇叙録』七〇六―七一五頁 南開
大学出版社一九九三年

注⑤ 李劍国前掲書七一―四頁

注⑥ 中華書局一九八一刊『太平広記』三一〇に拠った。

注⑦ 錢鍾書『管錐編』七七三頁・『太平広記』第一三五則・〈張
生〉非孟 中華書局一九七九年

注⑧ この内容は、現存の『尚書』大禹謨の「帝初于歷山、往
于田、号泣于旻天于父母」に対応するが、『孟子』では「書曰」
とは書かれていない。現存の「大禹謨」は偽古文であるから、
これは異とするに足りない。ただし李玫は唐人であるから、
「大禹謨」を疑問視することは無かったはずで、『孟子』のこ
の部分「大禹謨」を解釈したものと認識していたと考えら
れる。だからこそ、『孟子』に対する論難の例証として『尚書』
を挙げたのであろう。

注⑨ 『礼記』祭義に「父母愛之、喜而弗忘。父母惡之、懼而
無怨」とある。

注⑩ 阮元『孟子注疏校勘記』によれば、該当部分に異文は無
い。中華書局本『太平広記』の校勘記によれば「張生」の該
当部分にも異文は無い。

注⑪ 言うまでもないことだが、『周易』正義でも「此以下凡
有九事、皆黄帝堯舜取易卦、以制象。……諸乾坤者、衣裳弁
貴賤、乾坤則上下殊体、故云諸乾坤也」と同一の解釈をして
いる。

注⑫ 管見の範囲ではこれ以前の「烏老」の語彙としての用例
は検出できなかった。

注⑬ 顔師古注には也字無し。

注⑭ 序でながら、幸田露伴の短編小説の名品「観面談」は「陳
季卿」を下敷きに行っていると考えられる。

注⑮ 『新唐書』選舉志上

注⑯ 岑仲勉『隋唐史』上一八九―一九〇頁 中華書局一九八
一年

注⑰ 趙匡の科挙改革案は部分的には趙贊によって実現され
た。この口問の例の他には、進士科の詩賦廢止論「試箋、
表、論、義、銘、頌、箴、檄等、有資於用者、不試詩賦」(趙
匡「選舉議」舉人條例)は、「建中二年十月、中書舍人權知
礼部貢舉趙贊奏、進士先時試詩賦各一篇、時務策五道、明經
策三道。今請以箴論表贊代詩賦、仍試策二道。」(『唐會要』
七六・貢舉中・進士)と、一時的に実行された。

注⑱ 文脈から見て「請罷墨義」であろう。

注⑲ 孔安国『尚書』序の「約史記」の『正義』に「準依其事
曰約」とある。